

新潟県農地・林業積算システム  
構築業務委託 仕様書

令和8年6月

新潟県農地部農地管理課

新潟県農林水産部治山課



# 目次

第1章 総則	4
1-1. 業務の名称	4
1-2. 目的	4
1-3. 概要	4
1-4. 用語の定義	5
第2章 調達の基本要件	6
2-1. 契約形態	6
2-2. 契約期間	6
2-3. 履行場所	6
2-4. 参加資格要件	6
2-5. スケジュール	7
第3章 業務の対象範囲	8
3-1. システム化の対象業務	8
3-2. システムの利用範囲	8
第4章 機能要件	10
4-1. 積算基本機能	10
4-2. 単価・基準データ管理機能	10
4-3. 設計書管理・出力機能	11
4-4. 共同利用向け機能	11
第5章 非機能要件	12
5-1. 性能・可用性	12
5-2. セキュリティ	12
第6章 システム構築に関する要件	14
6-1. 管理体制	14
6-2. テスト	14
6-3. データ移行	15
6-4. 他システム連携	15
第7章 仕様書適合確認に関する提出書類	16
7-1. 提出書類一覧	16
7-2. プレゼンテーション及びデモンストレーション	16
第8章 その他	17
8-1. 納品物	17
8-2. 知的財産権の帰属	17
8-3. 情報セキュリティ及び個人情報の取扱い	17
8-4. 再委託	18
8-5. その他の留意事項	18

# 第1章 総則

## 1-1. 業務の名称

本業務の名称は、「新潟県農地・林業積算システム構築業務」とする。

## 1-2. 目的

本業務は、新潟県（以下、「県」という。）及び県内の市町村、土地改良区、土地改良事業団体連合会（以下、「市町村等」という。）が実施する公共事業の積算業務について、その標準化、効率化及び精度向上を図ることを目的とする。現状の積算業務においては、以下の課題を抱えている。

- (1) 積算基準等の改定対応は、専門職ではない県職員が手作業で関連データを作成しており、作業負担が大きいことに加え、人的ミスが発生しやすい状況にある。
- (2) 県と市町村等では、同様の積算システムを個別に調達・管理しており、調達やデータ管理の面で非効率が生じている。

これらの課題を解決するため、本業務では、専門的な知見を有する事業者によるシステムの設計・構築を委託する。

あわせて、県及び市町村等が共同で利用可能な積算システムを導入することにより、システム管理の一元化と導入・運用経費の削減を図る。

これらを通じて、県内全体の公共事業における積算業務の品質確保と負担軽減を実現し、もって公共事業の円滑な執行に寄与する。

## 1-3. 概要

本業務は、「新潟県農地・林業積算システム」（以下、「本システム」という。）の設計・開発（接続環境の構築を含む）（以下、「設計・開発」という。）または既存システムを使用した接続環境の構築（以下、「環境構築」という。）、導入及びそれに付随する一切の作業を実施するものである。

また、本システムは県及び市町村等が共同で利用するものであり、受託者は共同利用団体の円滑な導入・利用に向けた支援も行うものとする。

## 1-4. 用語の定義

本業務における用語の定義は、次のとおりである。

用語	概要
本業務	この仕様書に基づき実施される「新潟県農地・林業積算システム構築業務」全体をいう。
本システム	本業務において構築される「新潟県農地・林業積算システム」をいう。
県	新潟県をいう。
市町村等	県内の市町村、土地改良区、土地改良事業団体連合会をいう。
共同利用団体	県及び市町村等をいう。
受託者	本業務の契約の相手方をいう。
LGWAN	総合行政ネットワーク (Local Government Wide Area Network) をいう。

## 第2章 調達の基本要件

### 2-1. 契約形態

本業務の契約は、本システムの設計・開発または環境構築、導入に関する業務について、地方自治法第234条に基づく業務委託契約（単年度契約）を締結する。なお、受託者は、構築するシステムについて、システム稼働開始後、最低5年間は安定的な運用保守サービスの提供が可能であることを提案の条件とする。また、運用保守業務については、別途、業務委託契約（単年度契約）を締結することとする。

### 2-2. 契約期間

本業務における構築業務委託契約の期間は、契約締結日から令和9年3月19日までとする。

### 2-3. 履行場所

- (1) 本業務に関する打ち合わせ、協議及び報告等は、原則として新潟県庁内で行う。ただし、県の合意を得た上で、Web 会議システムやその他の代替手段を用いることができるものとする。
- (2) 本業務にかかる作業は、原則として受託者の事業所内で行うこと。事業所外で行う作業がある場合は、予め協議のうえ県の承認を得ること。
- (3) 本システムの運用に必要なサーバ等の機器は、受託者の責任において準備し、日本国内に設置されたデータセンターに設置すること。

### 2-4. 参加資格要件

本業務の入札に参加する事業者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 過去5年以内に、国、地方公共団体、またはそれに準ずる公的機関に対して、公共工事積算システムの開発・構築実績を有すること。
- (2) 品質マネジメントシステムに関する国際規格である「ISO/IEC 9001」の認証を取得していること。
- (3) 次のいずれかの認証を取得していること。
  - ア プライバシーマーク（P マーク）
  - イ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に関する国際規格である「ISO/IEC 27001」

## 2-5. スケジュール

本業務における作業項目ごとの概ねの時期については、以下を想定している。

- (1) 調達・契約期間  
令和8年5～6月
- (2) 設計・開発または環境構築期間  
令和8年6～10月
- (3) テスト期間（システム管理者向け）  
令和8年10～12月
- (4) テスト期間（ユーザー向け）  
令和8年12月～令和9年3月

## 第3章 業務の対象範囲

本システムが対象とする業務は、以下のとおりとし、運用の際には実装されていること。

### 3-1. システム化の対象業務

#### (1) 利用者（積算担当者）業務

公共事業の設計書作成に関する一連の業務を対象とし、主に次に掲げる帳票の作成を行う。なお、これらの帳票作成に伴い、副次的に作成されるデータや内訳表等も対象に含むものとする。

- ア 総括表
- イ 工事数量表
- ウ 工事費明細書
- エ 工事費内訳書
- オ 施工単価表
- カ 単価一覧表

#### (2) 管理業務

本システムの円滑な運用に必要となる管理業務を対象とし、主に次に掲げる業務を行う。

- ア 単価データの更新・管理
- イ 資材単価表の作成

### 3-2. システムの利用範囲

#### (1) 利用者

本システムの利用者は、次に掲げる機関の職員とし、想定利用者総数は500名程度とする。

- ア 新潟県
- イ 県内市町村
- ウ 土地改良区
- エ 新潟県土地改良事業団体連合会

#### (2) 利用場所

利用場所は、利用者の所属する庁舎内に限定せず、在宅勤務を行う自宅や出張先等、業務上必要と認められる場所からの利用も可能とすること。

#### (3) 利用環境

本システムは、インターネット接続環境及びLGWAN接続環境の双方から利用可能であること。また、常時150程度の同時接続に支障なく耐えうる性能を有すること。

(4) 利用範囲

利用者は、第3章第1項(1)に定める利用者（積算担当者）業務を行うほか、システム管理者は、同項(2)に定めるシステム管理業務を行うためのシステム機能を利用するものとする。

## 第4章 機能要件

以下に掲げる機能要件について、運用の際には実装されていること。

### 4-1. 積算基本機能

#### (1) 対応する積算基準

本システムは、次に掲げる積算基準に準拠した積算機能を有するものとする。

ア 農林水産省制定「土地改良工事積算基準」

イ 林野庁制定「森林整備保全事業積算基準」

また、毎年公表される上記基準及び関連する通知等の改定に対し、県の指示する時期までに、迅速かつ正確にシステムへ反映できること。

なお、基準改訂の主な時期は、以下のとおり想定している。

ア 諸経費等 : 4月

イ 施工単価（市場単価、土木工事標準単価方式） : 7月

ウ 施工単価（市場単価、土木工事標準単価方式以外） : 10月

#### (2) 基本操作

積算業務を行うための基本的な操作として、少なくとも次に掲げる機能を有するものとする。

ア 工事案件の作成 工事名称、工事場所、工期、単価適用日等の、積算の基礎となる情報を登録・管理する機能。

イ 設計書の作成 システムに搭載された積算基準の階層構造から、検索機能や直接入力を用いて必要な工種・単価を選択し、設計書を構成する機能。また、各項目の数量を入力することにより、金額が自動で計算されること。

ウ 任意項目の作成 積算基準にない独自の単価や、それらを組み合わせた代価表を作成・登録できる機能。

エ 経費計算 入力された直接工事費を基に、共通仮設費や現場管理費などの諸経費を、システムに設定された率に基づき自動で計算する機能。

オ 編集・確認機能 作成した設計書全体を階層構造で表示し、各項目の内容を容易に確認・編集できる機能。

### 4-2. 単価・基準データ管理機能

#### (1) マスタデータの検索・閲覧機能

システムに登録されている積算基準、単価、歩掛、諸経費率などのマスタデータを検索し、内容を閲覧できる機能。

#### (2) マスタデータの編集機能

県独自の単価の追加や、既存データの内容修正など、各種マスタデータを手動で編集

(追加・修正・削除) できる機能。

(3) データの一括登録・更新機能

定期的な単価改定の際などに、指定された形式 (CSV 形式など) のファイルを取り込み、マスタデータを一括で更新できる機能。

(4) データ世代管理機能

単価適用日や年度ごとに、改定前後のデータをそれぞれ保持し、過去の単価を適用した積算書の再現や、新旧単価での再計算ができる機能。

### 4-3. 設計書管理・出力機能

作成した設計書の管理や出力に関する機能として、次に掲げるものを有するものとする。

(1) 設計書の保存・再利用機能

ア 作成中及び作成済みの設計書をシステム内に保存する機能。

イ 保存した設計書を複製し、新たな工事案件の積算データとして再利用する機能。

(2) 設計書の検索機能

システム管理者は、工事名称や作成者、作成日等の条件で、システム内に保存された設計書を検索できる機能を有すること。なお、本機能は管理者のみ利用可能とし、ユーザーには提供しないことを基本とする。

(3) 帳票の出力機能

第3章第1項(1)に定める各種帳票を、PDF 形式及び表計算ソフトで編集可能な形式 (Microsoft Excel 形式、CSV 形式等) で出力する機能。

(4) 閲覧・編集権限管理機能

ア 利用者は、自身が所属する団体以外の利用者が作成した設計書を閲覧・編集することはできないものとする。この制限はシステム管理者にも適用される。

イ 入札公告から開札までの期間にある設計書について、案件の登録者が閲覧・編集を制限する設定を行える機能。この制限が設定された設計書は、設定者及びシステム管理者を含め、利用者は閲覧・編集することはできないものとする。

### 4-4. 共同利用向け機能

複数の団体による円滑な共同利用を実現するため、次に掲げる機能を有するものとする。

(1) ユーザー管理機能

システム管理者は、共同利用団体に所属する利用者アカウントの登録、情報編集、削除を行う機能を有すること。

(2) データの分離

利用者が作成した設計書や登録した独自の単価等のデータは、他の所属団体からは完全に分離され、閲覧及び編集ができないこと。

## 第5章 非機能要件

### 5-1. 性能・可用性

本システムの性能及び可用性に関する要件は、次に掲げるとおりとする。

#### (1) 応答性能

利用者が本システムを通常操作する際の画面応答時間は、原則として3秒以内とすること。

#### (2) 同時アクセス性能

第3章第2項(3)に定める150程度の同時アクセスが発生した場合においても、(1)に定める応答性能が低下しないこと。

#### (3) 稼働率

本システムの年間稼働率は95%以上を維持すること。

#### (4) バックアップ・復旧

ア クラウドが保持する全てのデータは、1日1回以上の頻度でバックアップを取得すること。

イ システムに障害が発生した場合、速やかに通常的设计積算業務が行えるレベルにシステムを復旧させること。

### 5-2. セキュリティ

本システムのセキュリティを確保するため、次に掲げる要件を運用までに実装するものとする。

#### (1) ネットワーク要件

本システムは、原則としてインターネット接続環境から利用するものとする。あわせて、LGWAN 接続環境からの利用も可能とし、いずれの接続環境においても安全に利用できること。

#### (2) 認証要件

ア 利用者ID及びパスワードによる認証機能を有すること。

イ 利用者の初期パスワードは利用者が設定し、利用者は初回ログイン時にパスワードを設定する仕様であること。

ウ システム管理者は、利用者のパスワードをリセットできる機能を有すること。

#### (3) アクセス制御

利用者に付与された権限に基づき、利用できる機能やアクセスできるデータを適切に制御すること。

(4) アクセスログの記録・保管

利用者のアクセス履歴をログとして記録し、記録したログは5年間保管すること。

(5) 脆弱性対策

ア SQL インジェクション、クロスサイトスクリプティング等の既知の脆弱性に対する対策を講じていること。

イ インターネットとの通信経路上に、Web Application Firewall (WAF) 等の仕組みを導入し、マルウェア感染、偽造パケット、不正アクセス、DoS 攻撃、その他セキュリティ侵害につながる通信を検知し、遮断できる構成であること。

ウ 脆弱性診断に関する詳細な要件は、別途提示する非機能要件一覧に定めるものとする。

(6) 可用性の確保（冗長化）

システムの単一障害点（Single Point of Failure）を排除し、可用性を高めるため、サーバ機器やネットワーク機器等は冗長化された構成とすること。また、データベースのバックアップデータは、災害等のリスクを考慮し、物理的に離れた複数の地域（データセンター等）で保管すること。

(7) 性能の維持（負荷分散）

利用者からのアクセス集中による性能低下を防ぐため、サーバへの負荷を分散させる仕組み（ロードバランサー等）を導入し、安定した応答性を維持できる構成であること。

## 第6章 システム構築に関する要件

### 6-1. 管理体制

本業務にあたり、プロジェクトを円滑に遂行するため、受託者は次に掲げる事項を遵守すること。

#### (1) プロジェクト管理体制

受託者は、本業務の管理責任者及び主たる担当者を定め、その役割と連絡先を含む体制図を県に提出すること。体制に変更がある場合は、速やかに県に報告し、承認を得ること。

#### (2) プロジェクト計画書の提出

受託者は、契約後速やかに、本業務全体の作業工程、詳細なスケジュール、実施体制、成果物の一覧等を明記したプロジェクト計画書を作成し、県に提出して承認を得ること。

#### (3) 進捗報告

受託者は、プロジェクト計画書に基づき、2週間に1回程度の頻度で進捗報告会を実施し、作業の進捗状況、今後の予定、懸案事項等を県に報告し、協議を行うこと。

#### (4) 課題管理

プロジェクトの遂行にあたって発生した課題や懸案事項は、受託者が課題管理簿に記録し、県と常に共有すること。また、解決策について県と協議し、合意の上で対応を進めること。

### 6-2. テスト

本システムの品質を保証し、要件を完全に満たすことを確認するため、受託者は次に掲げるテストを実施すること。なお、本業務において新たにシステムの開発を伴う受託者は各テストの計画書、手順書、結果報告書を作成し、県の承認を得るものとする。但し、本業務において新たにシステムの開発を伴わない場合についても、接続テストを実施する際は、計画書、手順書、結果報告書を作成し、県の承認を得るものとする。

#### (1) 単体テスト・結合テスト

受託者は、システムの各機能が個別に、また連携して設計どおりに動作することを確認するテストを、自身の責任において実施すること。

#### (2) 総合テスト

受託者は、本システム全体が本仕様書に定める全ての要件（機能、性能、セキュリティ等）を満たすことを確認する総合テストを実施すること。総合テストには、県、市町村等の各庁舎ネットワーク環境から本システムへ正常に接続できることを確認する「接続テスト」を含むものとする。なお、接続テストの実施にあたっては、県及び関係団体は受託者に協力するものとする。

### (3) 受入テスト

総合テスト完了後、県が主体となって、本システムが発注仕様を満たしているかを確認するための受入テストを実施する。受入テストは、主に現行システムで作成した設計書データを本システムで再現作成し、計算結果等が一致することを確認する方法で行う。受託者は、県の要請に基づき、テストの円滑な実施に必要な支援（操作説明、問い合わせ対応等）を行うこと。

## 6-3. データ移行

現行システムから本システムへのデータ移行は、本業務の必須要件とはしない。ただし、受託者からの任意提案としてデータ移行に関する具体的な手法や費用等が示された場合は、その内容を評価することがある。

## 6-4. 他システム連携

電子入札システムや財務会計システム、公共事業管理システム等の、他の庁内システムとの連携機能の開発は、本業務の必須要件としない。ただし、受託者からの任意提案として、他システム連携に関する具体的な手法や費用等が示された場合は、その内容を評価することがある。

## 第7章 仕様書適合確認に関する提出書類

本章では、入札参加者が本仕様書に定める要件を全て満たす能力及び方法を有していることを県が判断するために、提出を求める書類及び記載事項を定める。

提出された書類の内容が本仕様書の要件に適合しないと県が判断した場合、入札は無効となることがある。

### 7-1. 提出書類一覧

入札に参加する事業者は、次に掲げる内容を記載した書類を提出すること。

- (1) 業務の実施方針（本業務の目的や課題をどう理解し、どのように実現していくかの全体方針）
  - (2) システム構成案（構成図、使用する主要な機器やソフトウェア等）
  - (3) 機能要件（第4章）への対応方針（各要件に対する具体的な実現方法）
  - (4) 非機能要件（第5章）への対応方針（各要件に対する具体的な実現方法）
  - (5) システム構築計画（詳細なスケジュール、実施体制、役割分担）
  - (6) 任意提案（データ移行、他システム連携など、仕様書の必須要件を超えるアピール点）
  - (7) 見積金額
  - (8) 会社概要及び業務実績（第2章で定めた参加資格要件を証明する書類を含む）
- ※(2)(3)(4)(5)については、本業務において新たにシステムの開発を伴う場合に提出すること。

### 7-2. プレゼンテーション及びデモンストレーション

提出された書類に関する事業者からの説明（プレゼンテーション）及びデモンストレーションは、原則として実施しない。ただし、県が必要と認める場合は、書類の内容について別途ヒアリングを行うことがある。

## 第8章 その他

### 8-1. 納品物

受託者は、本業務の完了にあたり、次に掲げる成果品を各1部、県が指定する電磁的記録媒体（CD-R、DVD-R等）に格納して納品すること。なお、納品前に、内容について県の承認を得るものとする。

- (1) プロジェクト計画書
- (2) 設計書一式（要件定義書、基本設計書、詳細設計書、テスト仕様書等）
- (3) テスト結果報告書（総合テスト、接続テスト等）
- (4) マニュアル一式（利用者向け、システム管理者向け）
- (5) その他、本業務の各工程で作成した全てのドキュメント

※1 本システムはサービスとして提供されるものであり、プログラムのソースコードは納品物に含まない。

※2 (2)については、本業務において新たにシステムの開発を伴う場合に提出すること。

### 8-2. 知的財産権の帰属

- (1) 本業務の履行にあたり受託者が開発した本システム（プログラム）に関する知的財産権は、受託者に帰属する。ただし、県及び共同利用団体は、契約期間中、本業務の目的の範囲内において、本システムを利用することができる。
- (2) 本業務の履行にあたり作成され、県に納品された成果品（ドキュメント類）に関する知的財産権は、県に帰属する。

### 8-3. 情報セキュリティ及び個人情報の取扱い

受託者は、本業務の遂行にあたり、県の貸与・提供する情報資産を適切に取り扱うため、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 個人情報の取扱い

本システムは、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）を取り扱わないものとする。

- (2) 守秘義務

受託者は、本業務に関して知り得た一切の情報を、県の事前の承諾なく第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この義務は、本契約が終了した後においても同様とする。

- (3) 目的外利用の禁止

受託者は、県から提供された情報や、業務の過程で作成した情報を、本業務の目的を達成するため以外に、複製、使用、又は第三者に提供してはならない。

(4) 法令等の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり、関連する法令及び新潟県が定める情報セキュリティに関する規程類を遵守すること。

(5) 事故発生時の報告義務

本業務に関する情報の漏えい、滅失、き損等のセキュリティ事故が発生し、又はそのおそれがあることを知った場合、受託者は直ちに県に報告し、その指示に従い速やかに対策を講じること。

(6) 情報の返還・消去

契約が終了したとき、又は解除されたときは、県から提供された全ての情報を、県の指示に従い速やかに返還又は責任をもって確実に消去すること。

## 8-4. 再委託

(1) 受託者は、本業務の主たる部分を第三者に再委託してはならない（一括再委託等の禁止）。

(2) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託しようとする場合、再委託先の名称、住所、再委託する業務の範囲、その他県が必要と認める事項を記載した書面をあらかじめ県に提出し、県の書面による承諾を得なければならない。

(3) 受託者は、前項の規定により業務を再委託した場合、当該再委託先の業務の遂行について、県に対し一切の責任を負うものとする。

(4) 受託者は、再委託先に対し、本仕様書及び契約書に定める受託者の義務（守秘義務等を含むがこれに限られない。）と同等の義務を遵守させるものとする。

## 8-5. その他の留意事項

(1) 本業務を遂行する上で新たに発生した事項については、本県及び受託者が十分な協議を行った上で実施すること。

(2) 受託者は、本県が行う、作業現場の現地調査を含めた受託者の作業に対する検査監督及び作業の実施に係る指示に従うこと。

(3) 本県は、成果物を受理した日から10日以内に、本業務の成果について検査を実施し、受託者に検査結果を通知する。受託者は、本業務の成果が検査に合格しなかった場合は、本県が指定する期間内に、本県の指示に従って補正し、あらためて履行届書を提出すること。

なお、検査合格通知後であっても、本書と成果に著しいかい離や不一致が見られた場合は、本県と協議の上、受託者は無償で是正措置を実施すること。

(4) 受託者は、(3)の検査により合格の通知を受けた日から1年の間に、本県が契約の内容に適合しない部分を発見したときは、本県の請求により必要な補正対応を行うこと。

(5) 受託者は、本県から検査結果の合格を受けた後、速やかに委託料の支払請求書を提出すること。

なお、本県は、支払請求書の受領日から起算して 30 日以内に委託料を支払う。

(6) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、ICT や業務に関する専門的知識・経験、技術情報、省庁・他自治体の動向について、積極的に本県へ提言・助言を行うこと。

(7) 本書及び契約書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、本県及び受託者で協議の上、決定し、その内容や経緯、解釈等を書面で定めるものとする。